

技術資料作成の留意点

【主任(監理)技術者の保有する資格】 (競争参加資格、総合評価対象)

改正点	なし
適用工事	【土木工事】 配置予定技術者の1級土木施工管理技士の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種については、適用しない 【建築工事】 配置予定技術者の1級建築施工管理技士の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種については、適用しない
証明資料	免許の写し等資格を確認できるもの
注意点	①提出された資料で競争参加資格が確認出来ない場合は入札無効。 ②実務経験証明書(建設業法施行規則第三条様式第九号に準じる)は、証明印のあるものに限る。 ③評価対象となる資格は、入札公告で確認すること。 ④提出された資料で評価内容が確認できない場合は最も低い評価点(0点)
不備事例等	監理技術者講習修了証の終了年月日が5年以上前となっている。 取得年月日等の記載が間違っている。 実務経験が記載された資料が添付されていない。 実務経験証明書に証明印が押印されていない。

【工事成績評定点の最高点[配置予定技術者]】 (総合評価対象)

改正点	なし
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
対象	過去4年間に完成検査を受けた工事
証明資料	CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの※(注1)
注意点	①主任(監理・特例監理)技術者又は監理技術補佐として従事した工事が対象。 現場代理人としての施工経験は、配置された時点で監理技術者になり得る当該業種(工種)に応じた資格を有していた場合のみを対象。 ただし、現場代理人としての実績は、当該業種(工種)に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とする。 ②請負代金額2千5百万円以上の工事が対象※解体工事は5百万円以上 ③評価対象の確認事項は以下のとおり。 発注者、工事名、対象期間、請負金額、発注業種、従事技術者名、従事役職、従事期間、出資比率(JVで施工した工事の場合) ※工事成績については工事名、請負金額等を元に発注者にて確認する。

技術資料作成の留意点

【主任(監理)技術者の保有する資格】 (競争参加資格、総合評価対象)

改正点	なし
適用工事	【土木工事】 配置予定技術者の1級土木施工管理技士の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種については、適用しない 【建築工事】 配置予定技術者の1級建築施工管理技士の資格保有を入札参加要件としている評価タイプ又は工種については、適用しない
証明資料	免許の写し等資格を確認できるもの
注意点	①提出された資料で競争参加資格が確認出来ない場合は入札無効。 ②評価対象となる資格は、入札公告で確認すること。 ③提出された資料で評価内容が確認できない場合は最も低い評価点(0点)
不備事例等	監理技術者講習修了証の終了年月日が5年以上前となっている。 取得年月日等の記載が間違っている。 実務経験が記載された資料が添付されていない。

【工事成績評定点の最高点[配置予定技術者]】 (総合評価対象)

改正点	なし
適用工事	総合評価落札方式を適用する全ての工種
対象	過去4年間に完成検査を受けた工事
証明資料	CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの※(注1)
注意点	①主任(監理・特例監理)技術者又は監理技術補佐として従事した工事が対象。 現場代理人としての施工経験は、配置された時点で監理技術者になり得る当該業種(工種)に応じた資格を有していた場合のみを対象。 ただし、現場代理人としての実績は、当該業種(工種)に応じた資格を有していた場合のみを評価対象とする。 ②請負代金額2千5百万円以上の工事が対象※解体工事は5百万円以上 ③評価対象の確認事項は以下のとおり。 発注者、工事名、対象期間、請負金額、発注業種、従事技術者名、従事役職、従事期間、出資比率(JVで施工した工事の場合) ※工事成績については工事名、請負金額等を元に発注者にて確認する。